

人権いいづかぬくもり

～5月3日は憲法記念日～ 日本国憲法と「基本的人権の尊重」

日本国憲法の3本柱の一つに、基本的人権の尊重があります。基本的人権とは、「誰もが生まれながらに持っている、自由で平等に、人間らしく生きる権利」のことです。

憲法11条では、この権利を「侵すことのできない永久の権利として、国民に与えられる」と規定し、「思想・信条の自由」「健康で文化的な生活を営む権利」「ひとしく教育を受ける権利（憲法26条）」をはじめさまざまな国民の権利を保障しています。

また、憲法14条では「法の下での平等」「差別されない権利」が定められています。しかしながら、部落差別をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に関する人権問題は、未だ解決されていません。

これらの問題を解決していくことが、わたしたちすべての人の基本的人権の尊重につながります。

国は、5月1日から7日までの一週間を憲法週間と定め、憲法の精神や司法の機能に対する理解を深めてもらう期間としています。



新作人権 DVDの ご紹介

◎無料で貸し出しています。
お気軽に申し込みください。

<申込先>
人権・同和政策課
(立岩人権啓発センター内)
☎0948-26-1178
FAX 0948-23-7048

タイトル	人権課題	時間
いつの間にか拡散 ～ネットに潜む部落差別～	部落差別問題	21分
心をつなぐ、はじめの一步 ～だれ一人取り残さない職場の 人権シリーズ②～	さまざまな人権問題	26分
交わす言葉 通う心通う心 ～障がいのある人と共に生きる～	障がいのある人の人権	23分
つながる力の向こう側 ～部落の心を伝えたいシリーズ第34集～	部落差別問題	26分
みんなが笑顔になる日まで	ヤングケアラー	30分

みんなの人権 110 番 : ☎0570-003-110
子どもの人権 110 番 : ☎0120-007-110
女性の人権ホットライン : ☎0570-070-810

インターネットでも相談を受け付けています。
詳細はホームページからご覧いただけます。



【問合せ先】人権・同和政策課 ☎0948-43-4764